

「いじめ防止基本方針」

天草市立本渡南小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることやいじめは人としての課題であり、その解決が重要であることを、児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、国、県、市町村、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域・関係機関との連携を図りながら、学校全体としていじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校経営の基本方針の一つに「人権尊重の精神をすべての教育活動の基盤に人権教育を推進し、『自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができる』という人権感覚を育てる」ことを明示し、弱い者いじめ及び意地悪やからかいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめ調査等いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り、実施する。
 - ①こころの健康観察 毎月第2火曜日に実施（結果を集計し保存する）
 - ②人権旬間に向けたいじめアンケート 年3回（6月、11月、2月）
- (イ) 児童の実態を全職員で共有し、協力して生徒指導を行うために定期的な児童理解の時間を次のように設定する。
 - ①職員会議・職員研修での児童理解の時間（学期末）
 - ②運動会前の校内研修での児童理解の時間

ウ いじめ相談体制

児童の及び保護者がいじめに係る相談を気軽に行うことができるよう、生徒指導担当者をいじめ相談の窓口として活用する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性・発信者の匿名性・その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止・解決等のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの防止・解決等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

（構成員）

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当者、学年主任、養護教諭

※情報集約担当者は主幹教諭が兼ねる。

【情報集約担当者とは、情報も窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を行う担当者のこと】

(活 動)

- ①児童理解
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート、教育相談等）
- ③いじめ防止に関すること
- ④いじめ事案解消に関すること

(開 催)

学期1回を定例会とし、いじめ等事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめに対する措置

- ア 児童生徒及び保護者からいじめに関する相談があった際は、すみやかに情報集約担当者へ報告し、初期から組織で対応する。いじめ問題対策委員会で事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、天草市教育委員会にすみやかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価（児童・保護者・職員）における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- ア 命を大切にすることを育むこと
- イ 人権を尊重する意識を育むこと

3 いじめ防止のための取組に関する年間計画

学期	教職員の活動	児童への働きかけ	保護者への働きかけ
1学期	<ul style="list-style-type: none">○いじめ・不登校対策委員会の開催（5月）○いじめ防止基本方針の検討○いじめの認知及び対策に係わる共通理解○学校総体としての「居場所づくり」「絆づくり」の共通理解○児童の情報交換・共通理解○人権レポート研修○自己評価	<ul style="list-style-type: none">○学級開き・学級ルールづくり○心の健康観察の実施と教育相談の実施○自己肯定感アンケート○いじめアンケート○学年共通の「居場所づくり」「絆づくり」プラン作成と実施○学級力向上プロジェクトの取組○人権月間	<ul style="list-style-type: none">○コーディネートチームによる相談窓口の紹介○子どものサイン発見チェックリスト配付○保護者との情報交換（授業参観・学級懇談・家庭訪問）○学校だより・学級通信による啓発○保護者・地域の方との情報交換（地区懇談会→紙面回答）
夏季休業	<ul style="list-style-type: none">○教職員の資質能力を高める校内研修○気になる児童の家庭訪問		
2学期	<ul style="list-style-type: none">○いじめ・不登校対策委員会の開催（10月）○児童の情報交換（職員会議）○自己評価	<ul style="list-style-type: none">○心の健康観察の実施と教育相談の実施○自己肯定感アンケート○いじめアンケート○学年共通の「居場所づくり」「絆づくり」プラン実施○学級力向上プロジェクトの取組○人権月間	<ul style="list-style-type: none">○保護者との情報交換（授業参観・学級懇談・家庭訪問）○学校だより・学級通信による啓発
3学期	<ul style="list-style-type: none">○いじめ・不登校対策委員会の開催（1月）○児童の情報交換（職員会議）○自己評価○いじめ防止基本方針の反省・見直し・次年度実践事項の検討	<ul style="list-style-type: none">○心の健康観察の実施と教育相談の実施○自己肯定感アンケート○いじめアンケート○学年共通の「居場所づくり」「絆づくり」プラン実施○人権月間○学級力向上プロジェクトの取組	<ul style="list-style-type: none">○子どものサイン発見チェックリスト配付○保護者との情報交換（授業参観・学級懇談・家庭訪問）○学校だより・学級通信による啓発